

医療機関向けセミナーのご案内

病院の日常的な運営においては、医療訴訟のような重大なトラブルに至らなくとも、様々な問題が生じており、医師・医療スタッフの皆様も日々悩みながら対応に当たっていることと思います。このような病院実務におけるトラブル・問題を解決するためには、医療だけでなく法律的なルールの知識も必要となってきます。

弊事務所では、実務向け書籍『病院・診療所経営の法律相談』の出版や、関与先医療機関からのご相談から実務的な問題について、豊富な知見・経験を有しており、セミナー、勉強会という形で医療機関にご提供しています。



「院内のセクハラ・パワハラ対応」(管理職・一般職向け)

セクハラやパワハラは、人権侵害であるだけでなく、職場環境を悪化させ、被害者や周囲の労働意欲を削ぎ、貴重な人材の流出にも繋がりがかねません。セクハラ・パワハラを防止するために、どのような行為がセクハラ・パワハラなのか、セクハラ・パワハラが発生したらどう対応すべきかを、厚労省の解釈や裁判例を中心に、セクハラ・パワハラの基本を解説します。

「患者の自己決定権と治療方針決定のプロセス」

現代の医療において、患者の自己決定権が重視されることは当然ですが、特に終末期医療などの極限状況では、医師を中心とした医療従事者は難しい判断をスピーディーに行うことが求められます。機動的な意思決定のために近時設置されることが増えてきた倫理サポートチーム(EST)なども含めて、法律の枠組みを解説し、実務的な疑問に答えます。

「未収金発生の予防と回収手段」

医療サービスを継続的に提供するためには適正な対価が必要であり、未収金の予防と回収は大きな課題です。未収金を発生させず、発生した場合にも規模の拡大を可及的に防ぐためには、丁寧なフォローが必要になります。支払能力があるにもかかわらず支払わない患者への対応には、応招義務との整理も必要です。そして、発生してしまった未収金を回収するための手段(交渉、調停、訴訟等)を具体的に解説します。

「診療拒否はできるのか? —— 応招義務の限界」

従来、医師等の医療関係者の間では「診療拒否をすることはほぼ不可能」という意識がありました。これは応招義務の「正当な事由」の解釈が不明確だったゆえの誤解といえますが、行政解釈や裁判例を精緻に分析することで実務的な指針を導くことは可能です。救急医療、迷惑患者対応、診療報酬未払、強制退院などの場面ごとに、解釈の到達点を解説します。

「免許を失うリスク? —— 不祥事対応の勘所」

医師の不祥事といえば、患者へのわいせつ行為もありますし、医療現場を離れたプライベートでの違法行為も考えられます。こういった「不祥事」が発生した場合、医師免許取消といった重大な結果を招くこともあります。最悪の事態を避けるためには、医師の不祥事について、どのような場合に、どの程度の民事責任、刑事責任、医師法上の行政責任が生じるのか、これらの責任がどのように関連しているのかを理解し、早期に適切な手段を講じなければなりません。転ばぬ先の杖、不祥事への対処方法を説明します。

講師ご紹介

弁護士 三谷和歌子

フェリス女学院高校、東京大学法学部卒、平成12年弁護士登録。

『病院・診療所経営の法律相談』(青林書院)の編集代表、第一東京弁護士会総合法律研究所医事法部会など、医事法に注力する。労働法にも詳しく、医師会などにおいて、セクハラ・パワハラ、不祥事対応の講演多数。

弁護士 橋本 裕幸

厚木高校、東京大学法学部卒、平成14年弁護士登録。

平成21~23年(株)帝国データバンク出向。契約審査、債権回収など企業法務を中心に豊富な実務経験を有する。『担当者必携! マイナンバー制度 トラブル対応ガイドブック』(清文社、共著)など著書多数。

弁護士 吉峯 耕平

麻布高等学校、東京大学経済学部卒、平成17年弁護士登録。

統計的証拠の活用、ITと法制度の関係などに詳しい。医療関係者の刑事事件の経験も。第一東京弁護士会総合法律研究所IT法部会副会長、同医事法部会所属。(独)国立病院機構埼玉病院治験審査委員会・倫理委員会委員。

田辺総合法律事務所

100-0005 千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル10階

TEL:03-3214-3811 FAX:03-3214-3810

<http://www.tanabe-partners.com/>

代表弁護士:田辺 克彦(第一東京弁護士会)

担当弁護士:三谷和歌子(第一東京弁護士会)

customer@tanabe-partners.com